

「働き方改革」に関する意見書（案）

大手広告代理店・電通の新入社員の過労自殺が労災認定されて、1年が経ちます。電通の労働基準法違反事件の初公判が9月22日に東京簡易裁判所で開かれ、出廷した被告・電通の社長が違法残業を認めて謝罪しました。過労死や過労自殺が社会問題となる一方で、抜本的な規制を怠ってきた政府には、悲劇を二度と繰り返さない抜本的な対策が求められています。

ところが、安倍政権が成立を狙う「働き方改革」関連の一括法は、長時間労働をいっそうひどくし、過労死を推進するものと言えます。「残業時間の上限規制」といいながら、「2～6か月の平均で月80時間」、繁忙期で「月100時間未満」と定めるなど、過労死ラインの残業時間を公的に容認し、「高度プロフェッショナル制度」は、年104日の休日を義務付ける一方、それ以外は残業代ゼロで毎日24時間の労働を可能とし、労働時間規制取り払うものとなっています。

いま求められているのは、例外となる残業時間を「週15時間、月45時間、年360時間以内」と定めている厚生労働大臣告示の法定化や、残業代の割増率の引き上げなどで、長時間労働を抜本的に規制し、「8時間働けば普通に暮らせる社会」を実現することです。

よって本市議会は、過労死を促進するような今の「働き方改革」をあらため、長時間労働をなくし過労死を根絶するための法規制を急ぐよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2017年 9月 日
摂津市議会

（日本共産党提出）